(様式第１号）

令和　　年　　月　　日

ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大業務委託

企画提案競技参加申込書

　宮崎県知事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　申込者 所　 在 　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　 　代表者職氏名　　　　　　　　　　㊞

　　ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大業務委託企画提案競技に参加したいので、下記のとおり申込みします。

　　また、実施要領に規定する資格要件に該当することを誓約します。

記

１　会　社　名

　　２　所　在　地

　　３　代表連絡先

　　　　・電話番号

　　　　・FAX番号

　　４　担　当　者

　　　　・部署名

　　　　・職・氏名

　　　　・電話番号

　　　　・FAX番号

　　　　・メールアドレス

　　５　添付書類

　　　　①委任状（※支店長等代表権を有しない者が申請する場合のみ必要）

　　　　②会社案内書、概要書等

（様式第２号）

令和　　年　　月　　日

委　　任　　状

宮崎県知事　殿

　　　　　　　　　　　　　　申込者 所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　 商号又は名称

　　　　　　　　　　　 　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　㊞

私は都合により

受任者 　事業所所在地

　　　　　　商号又は名称

　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

を代理人と定め、ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大業務委託企画提案競技に関し、下記の権限を委任します。

記

１　企画提案競技参加申込みその他各種届出に関すること

２　企画提案及び見積に関すること

３　契約の締結に関すること

４　契約代金の請求及び受領に関すること

５　契約に関する各種証明事項に関すること

（様式第３号）

令和　　年　　月　　日

辞　　退　　届

宮崎県知事　殿

申込者

　　　　　　　　　　　　 　　所　 在 　地

　 商号又は名称

　代表者　氏名　　　　　　　　　　　㊞

　ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大業務委託企画提案競技に参加申込しましたが、都合により辞退します。

(様式第４号）

　宮崎県中山間・地域政策課　担当宛

ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大業務委託企画提案競技

質問書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 質問概要 |  | |
| 内 　 　容 |  | |
| 質 問 者 | 法人（団体）名 |  |
| 担当者名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |

　※　質問の内容によっては、参加申込書を提出した全員に対して、質問及び回答を電子メールにて送付します。

（様式第５号）

令和　　年　　月　　日

　宮崎県知事　殿

申請者

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　印

ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大業務委託

企画提案競技申請書

ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大業務委託企画提案競技について、関係書類を添えて申請します。

(様式第６号)

令和　　年　　月　　日

　宮崎県知事　殿

住所

氏名（名称・代表者名）　印

誓　　約　　書

　私は、ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大業務の企画提案競技への参加申込を行うに当たり、下記の参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

□　物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第２条に規定する入札参加資格を有する者で、本業務について、充分な業務遂行能力を有する者。

□　旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第１条の２に規定する第一種旅行業務又は第二種旅行業務の登録を行なっている者。

□　委託業務を円滑に遂行するための拠点（支店等を含む。）を県内に有する者。

□　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

□　宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第２条第１号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第４号に規定する暴力団関係者でない者。

□　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者。

□　県税に未納がない者。

□　この公示の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの入札参加資格停止の措置を受けていない者。

□　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者。

□　地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。